

競争入札心得  
(紙入札用)

福岡北九州高速道路公社

## 福岡北九州高速道路公社競争入札心得

(通則)

第 1 条 福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）が行う工事、設計、測量、調査の請負契約又は委託契約に関する競争入札その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(仕様書等の熟知)

第 2 条 入札参加者は、契約書案、仕様書、設計書、設計図、現場説明書その他これらを補足する書類及び現場（以下「契約書案等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において契約書案等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(現場説明への参加)

第 3 条 入札参加者は、現場説明が行われる場合は、公社が指定した日時に現場説明を受けなければ入札に参加することができない。ただし、事前に公社に申出をして了解を得て現場説明を受けた場合は、この限りでない。

(入札参加者の届出義務)

第 4 条 入札参加者が次の各号の一に該当する場合は、直ちに公社に届け出なければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しなくなったとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

(入札参加資格等の取消)

第 5 条 入札参加者が次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加資格又は指名等を取り消すことがある。

- (1) 前条各号の一に該当することとなったとき。
- (2) 公社より指名停止その他の処分を受けたとき。
- (3) 経営、資産、信用等の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき。

(入札等)

第 6 条 入札参加者は、入札書（様式第 6 号の 1）に必要な事項を記載し、記名押印の上、通知書に示した日時及び場所において、入札担当者の指示により入札箱に投函しなければならない。

- 2 入札参加者は、いったん入札箱に投函した入札書について、これを引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 3 入札参加者は、代理人又は復代理人をして入札される場合は、その委任状（様式第 8 号）を持参させなければならない。

(入札金額の内訳書の提示)

第 7 条 入札参加者は、事前に公社から必要であると指示があった場合には、入札執行の際、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提示しなければならない。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、内訳書の提出の後、提出業者及び記載事項を確認し、未提出業者又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該業者の入札を無効とする。

2 内訳書の内容及び様式は次のとおりとする。

- (1) 内訳書は、表紙、工費内訳及び内訳書の構成とする。
- (2) 表紙には、工事名、住所、商号又は名称及び代表者名を記載するとともに押印するものとする

- (3) 工事内訳書は、金抜き設計書に直接金額を記入するか、又はこれに準じた様式（名称、単位、数量、金額の全項目を記入）とする。
- (4) 内訳書は、金抜き設計書に直接金額を記入するか、又は任意様式（名称、単位、数量、金額の内訳項目を記入）とする。

（入札の辞退）

第8条 入札参加者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札執行の日の前日までに到達したものに限り）して行う。
- (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を記入した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した場合でも、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第10条 開札は、入札終了後直ちに入札参加者の面前において行う。

2 入札参加者は、やむを得ない場合のほか、開札に立ち会わなければならない。

3 入札参加者で開札に立ち会わない者があるときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせて開札を行うことができる。

（入札の無効及び失格）

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合により認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又2人以上の代理をした者の入札
- (8) 条件が付されている入札
- (9) 予定価格が事前公表されている入札において、予定価格を超えて入札した業者は失格となるので、その範囲内で入札ができない業者は入札辞退をすること。
- (10) 最低制限価格が事前公表されている入札において、これを下回る価格の入札を行った業者は失格

とする。

(11) 低入札調査価格が設定されている入札において、失格基準価格を下回る価格の入札を行った業者は失格とする。

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第 12 条 開札の結果、落札とすべき入札がないときは、直ちに又は別の日を定めて 1 回を限度とし、再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、再度の入札を行うことはできない。

2 最初の入札に参加しなかった者及び前条の規定により入札を無効とされた者は、再度の入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第 13 条 予定価格及び最低制限価格又は低入札調査価格を事前に公表している入札にあつては、入札価格がそれぞれの価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その他の入札にあつては、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、競争による契約が、その性質又は目的からこの規定により難しいものであるときは、同規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、くじを引かない者があるときには、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第 14 条 契約書を作成する場合においては、落札者は公社から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から原則として 7 日以内に提出しなければならない。ただし、公社の書面による承認を得てこの期間を延長することができる。

2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失うことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を公社に提出しなければならない。ただし、公社がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金)

第 15 条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(契約の成立)

第 16 条 公社及び落札者が契約書に記入押印しなければ、契約は成立しない。

(異議の申立)

第 17 条 入札参加者は入札後、この心得、契約書案等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。